

別表1（第17条第3項関係）

年次有給休暇

1 付与日数

(1) 職員、任期付職員及びワイドキャリアスタッフ職員のうちフルタイム型職員又は31時間型職員

ア 1日3時間55分×5日（週19時間35分）勤務及び1日4時間55分×5日（週24時間30分）勤務

基準日の属する月	付与日数
4月	20日
5月	18日
6月	17日
7月	15日
8月	13日
9月	12日
10月	10日
11月	8日
12月	7日
1月	5日
2月	3日
3月	2日

※ 基準日とは、職員及び任期付職員は4月1日、ワイドキャリアスタッフ職員は雇入初日のことをいう。以下同じ。

イ 1日7時間45分×3日（週23時間15分）勤務

基準日の属する月	付与日数
4月	12日
5月	11日
6月	10日
7月	9日
8月	8日
9月	7日
10月	6日
11月	5日
12月	4日
1月	3日
2月	2日
3月	1日

ウ 1日7時間45分×2日+1日3時間55分×1日（週19時間25分）勤務

基準日の属する月	付与日数
4月	11日
5月	10日
6月	9日
7月	8日
8月	7日
9月	6日
10月	6日
11月	5日
12月	4日
1月	3日
2月	2日
3月	1日

エ 基準日後に育児短時間勤務の勤務形態を変更する場合

変更後の勤務形態の1週間の勤務日数と、変更前の勤務形態の1週間の勤務日（同一年度に複数回変更している場合は、最も1週間の勤務日数が多いもの）を比較し、変更後の勤務日数が上回る場合に限り、調整を行う。

* 計算方法

その年度に付与された年次有給休暇の変更日以降の日数＝
当該年度の勤務形態変更前の年次有給休暇残日数×変更後の1週間の勤務日数
──────────────────
勤務形態変更前の1週間の勤務日数

※ 一日未満の端数は四捨五入する。

(2) ワイドキャリアスタッフ職員のうち時間型職員

ア 基準日における1週間の勤務日数をワイドキャリアスタッフ職員就業規則第22条第4項及び第5項の規定に基づき付与する。

イ 基準日後に育児短時間勤務の勤務形態を変更する場合

上記1(1)エのとおりとする。

2 繰越日数

(1) 当該年度の基準日における繰越上限日数

勤務形態	日数
1日3時間55分×5日(週19時間35分)	20日
1日4時間55分×5日(週24時間30分)	20日
1日7時間45分×3日(週23時間15分)	12日
1日7時間45分×2日+1日3時間55分×1日(週19時間25分)	11日

※ 上記1(1)エの調整を行った場合は、その調整後の日数を上限とする。

(2) 翌年度の基準日において、勤務形態の変更により1週間の勤務日数が変更前の勤務日数を超える場合

* 計算方法

$$\text{繰越可能日数} = \frac{\text{当該年度に使用しなかった年次有給休暇日数} \times \text{変更後の1週間の勤務日数}}{\text{勤務形態変更前の1週間の勤務日数}}$$

※ 変更後の勤務日数が上回る場合に限り調整を行い、一日未満の端数は四捨五入する。